



会 長：続いて南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請人は耕作しており遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案番号43号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号43号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号44号及び45号を上程いたします。本案件について、中部地区農地利用最適化推進委員が利害関係人になっていきますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（中部地区農地利用最適化推進委員 退席 退室）

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号44・45号を朗読）

（説明）両議案は同じ事業内容になりますので、一括で説明させていただきます。

当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地6筆です。転用事業の内容は車両置場であり、事業拡張で重機が増えたため既存の車両置場を増やすもので、議案番号44号は申請地を所有権移転、議案番号45号は賃借権の設定を行い、譲受人が転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路かつ申請に係る農地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：6月14日に現地調査をしました。当地は北側に左岸用水、南側は町道に面しています。申請地に隣接している場所は、2年前に譲受人が農地転用して車両置場になっていますが、その車両置場を本申請で拡張する目的で、隣地承諾書も出ていますのでやむを得ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。当地は農地利用集積場問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号44号・45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号44号・45号は原案のとおり許可相当

として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。  
(相原委員 入室・着席)

続いて、日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号47号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号47号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の6番と事務局で9筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：5月29日に現地調査を行いました。施設についてはスイートピー、田については水田として管理しており、農地として適正に管理していました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号47号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて議案番号48号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号48号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の6番と事務局で18筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：6月3日に現地調査を行いました。施設はブドウ、露地は夏野菜を作付けしていますので、農地として適正に管理していました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号48号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号55号から56号の2件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号57号から61号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり5件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

	<p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。  (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。  最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。  (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和元年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和元年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 隆夫

議事録署名人 大久保 泰明

本議事録は、令和元年7月25日、承認・署名を得て確定しました。